平成２８年（フ）第２３４１号
大阪府寝屋川市新家１丁目３番７号
債務者　石原　茂美
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４１９号
大阪府吹田市岸部中１丁目10番Ｃ－４号
債務者　高田訓行こと　髙田　訓行
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０号
静岡県浜松市南区東若林町1183番地　池田ビル202号室、前住所静岡県浜松市中区和合町936番地の650　ルーム・ノーブルＤ
債務者　今城　治子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
静岡県磐田市福田1517番地　コーポタカクワ２－Ａ
債務者　重倉　辰好
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
栃木県芳賀郡益子町大字塙2368番地７
債務者　ＪＥＴ代行サービスこと　近藤　欣弘
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４８号
栃木県鹿沼市緑町３丁目２番５号　ルピナス201号、前住所栃木県鹿沼市朝日町1941番地１　サンデュエル鹿沼　302号
債務者　林　　優子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４９号
栃木県下野市下古山２丁目６番地１　柏崎コーポＢ－202
債務者　髙橋　康之
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５４号
栃木県宇都宮市江曽島町1324番地38
債務者　谷中さおり
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６１号
栃木県宇都宮市東峰町3076番地94　熊谷マンション２棟206号室
債務者　浦田　勇市
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１２号
東京都町田市金井７丁目６番25号ヴェルドミールＩ番館102
債務者　渡邉　城司
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３５号
東京都国分寺市内藤１丁目15番地都営国分寺内藤一丁目アパート１－203
債務者　平川　教子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２７年（フ）第６９号
埼玉県入間郡越生町大字上野1086番地１、前住所埼玉県鶴ケ島市脚折町１丁目１番１－103号　エルドラード・ビレッジ
破産者　佐藤ヨネ子
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１１２９４号
東京都江戸川区中葛西３丁目27－18－703
破産者　清水　岳男
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2850番地の２
破産者　湯浅水道設備株式会社
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９２号
福島県岩瀬郡鏡石町不時沼４番地12
破産者　有限会社きもの秀苑
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
愛媛県松山市勝岡町213番地
破産者　有限会社松山サンバード
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部